
アライオークションフオークリフト

セルフ出品特約

アライオークション

セルフ出品特約

セルフ出品特約（以下「本特約」といいます。）は、荒井商事株式会社（以下「当社」といいます。）が主催するフォークリフトオークションの一部として実施するセルフ出品専用コーナーに参加するにあたっての特約を定めるものであり、アライオークションフォークリフト規約（当社ホームページ URL：<http://www.araiaa.jp/>）に掲載のアライオークション会員規約のうちのアライオークションフォークリフト規約を指し、以下「本規約」といいます。）のうち、「フォークリフトオークションの内容及び参加資格」、「出品規定」、「落札規定」、「契約の解除」及び「紛争の処理」についての特約であり、本規約の一部を構成するものです。

セルフ出品専用コーナーへ参加する者は、本特約のほか、当社が主催する中古自動車のオークション規約（当社ホームページ URL：<http://www.araiaa.jp/>）に掲載のアライオークション会員規約のうちのオークション規約（トラック・バス）を指します）並びに本規約及び同規約の別紙に定める諸規定（以下、上記諸規定をまとめて、「グループ規約」といいます。）に同意し遵守するものとします。

また、本特約とグループ規約の内容が相違する場合は、本特約が優先するものとし、その他の部分については、本特約とグループ規約がともに適用されるものとします。

I.セルフ出品の内容及び参加資格

1. セルフ出品とは、中古機械・中古車両（以下、中古車両を含めて単に「中古機械」といいます。）につき、出品者が自ら検査及び撮影を行い、AI-NET 上の中古機械を対象物とするフォークリフトオークション内に設けられたセルフ出品専用のコーナーにおいて、自ら出品機械情報、自己検査内容、写真等の登録を行って出品を行う制度を指します。
2. セルフ出品専用コーナーへの出品参加は、当社が定める会員登録を行った者のうち、当社が認めた者のみに認められるものとします。
3. セルフ出品が可能な中古機械は、当社において別途定めるものとします。

II.出品規定

1.取引条件

- (1) 出品者は、出品時には当社所定の出品手数料を、成約後は当社所定の成約手数料を、それぞれ当社に支払うものとします。

※別紙参照

- (2) 出品者は、売買契約が成立した中古機械（以下「成約機械」ともいいます。）については、当社が定める誓約書兼販売証明書の原本又は日本建設機械工業会が発行する譲渡証明書、及び新規登録、移転登録、抹消登録に必要な譲渡書類で、全国どこの陸運支局でも登録可能な書類（以下「譲渡書類」といいます。）、陸運支局管轄のナンバープレートをつけた成約機械については、譲渡書類を、それぞれ当社に提出するものとします。尚、誓約書兼販売証明書の提出は、原則、AI-NET（会員専用当社 Web サイト）よりオンライン提出するものとします。

※別紙参照

- (3) 当社による成約機械代金等の支払は、当社が特に定める場合を除き、出品者が前項の書類を当社に提出し、不備がないことを当社にて確認し、成約機械を出品登録時に自身で指定した会場またはヤードに搬入後、出品者へなされるものとします。尚、成約機械の搬入時は搬入申請書を提出しなければなりません。

出品者が当社に対して、落札機械代金等の支払債務又はその他の債務を有している場

合には、当社は、成約機械代金等と同支払債務とを相殺して決済できるものとします。

- (4) 出品者は、売買契約成立後には、原則としてキャンセルできないものとします。ただし、出品者は、当社が定める違約金と手数料を当社に支払うことを条件に、成約後1時間以内に限りキャンセルできるものとします。なお、違約金は当社を通じて落札者が受け取り、手数料は当社が受け取るものとします。

※別紙参照

- (5) 出品者は、オークション開催日を含む4日以内に流札機械を再出品しない意思を示さなかった場合は、出品者には通知されず流札機械は自動的に再出品となり、以降も同様とします。
- (6) 出品者は、成約後、オークション開催日を含む7日以内に自身が指定した会場またはヤードに成約機械を搬入しなければなりません。期限を過ぎた場合、当社は出品者に対して、違約金を請求するものとし、落札者に対して、違約金を支払うものとします。

※別紙参照

- (7) 出品者は、搬出入の際は、道路交通法、その他法令を遵守するものとします。
- (8) 出品者は、出品機械が成約になった場合、出品時と同一の状態を保持したまま、自身が指定した会場またはヤードへ搬入するものとします。
- (9) 成約機械の搬入後に不具合があり、搬出に支障をきたすおそれがあると当社にて判断した場合、当社は当該成約機械の修理その他対応を行うことができるものとします。その修理・対応費用は、当社のかかる判断がオークション開催日を含む17日以内（成約機械の搬入がオークション開催日を含み8日以降になった場合は、搬入された日を含む10日以内）になされた場合は、原則として出品者が負担するものとし、17日を経過した以降（成約機械の搬入がオークション開催日を含み8日以降となった場合は、搬入された日を含み10日を経過した以降）に当社がかかる判断をした場合は、落札者が負担するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、17日以内（成約機械の搬入がオークション開催日を含み8日以降になった場合は、搬入された日を含み10日以内）であっても、現車の状態、査定票、出品票に記載された内容等に鑑み、成約機械の不具合が落札者により生じたと言える場合には、例外的に落札者が修理・対応費用を負担するものとし、この判断は当社裁量にて決定するものとします。
- (10) 市町村が交付する小型特殊自動車ナンバー付き機械・車両を出品する場合は、事前に返納手続きを行いナンバープレートが取り外された状態で搬入するものとします。
- (11) セルフ出品申込後に出品者の都合により出品の取消を申し出、当社が取消しを承諾した場合には、当社は出品者に対して、違約金を請求できるものとします。

※別紙参照

2.出品申込方法

- (1) 出品者は、AI-NETを通じて機械情報、機械画像、及び出品機械の不具合箇所を自己申告により登録し、オークションに出品することができるものとします。ただし、出品登録情報に不備があり、当社からの確認がとれない場合、出品保留になることがあります。
- (2) 出品者は、冠水、転倒、試作機、その他重大な不具合（重要部品の作動に不具合がある・欠品している等であり、当社判断とします）に該当する出品者の出品した機械（以下「出品機械」といいます。）に関しては、必ず出品店コメントに記載しなければならないものとします。
- (3) 出品者は、出品機械のアワーメーター／オドメーター等（以下「メーター等」といいます。）の稼働時間・走行距離表示について、改ざん、交換、巻戻し、故障及び作動停止（以下「改ざん等」といいます。）、履歴欠落その他の事由により表示値の真正性に疑義がある場合は、必ず出品店コメントにその旨を記載しなければならないものとし

ます。なお、メーター等の改ざん等とは、過去の点検整備記録簿、メーカー又は管理システムの履歴その他客観的資料により、メーター等の表示が巻戻し等により実際の稼働時間を反映していないことが確認できる場合、又はこれと同視できる事由がある場合をいいます。ただし、メーター等の交換であって、交換日、交換前稼働時間、交換後の表示値その他当社が求める事項が客観的資料により確認できるものは、改ざん等には含まれないものとします。

- (4) 本項(3)号に違反した場合、当社の判断で出品を取り消せるものとし、出品が取り消された場合、当社は、出品者に対し、違約金を請求できるものとします。
- (5) 出品者は、出品機械の画像に店舗情報や車両のナンバープレート等が写り込まないようにしなければなりません。出品機械の画像に店舗情報や車両のナンバープレート等が写り込み、それにより個人・企業情報等が特定された場合、出品者の責任と負担において対応し、当社はその損害について一切責任を負いません。
- (6) 出品者は、当社の「アライオクションフォークリフト機種別区分表」に基づく、「超大型」・「超超大型」の出品機械を出品する際は、事前に当社まで連絡するものとします。

※別紙参照

3.出品不可条件

当社は、本項に定める各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当社が別に定める場合を除き、出品不可とすることができます。尚、出品者は、出品機械が、本項(1)号から(9)号のいずれかに該当するにもかかわらず出品され、成約となった場合には、出品者が善意無過失であっても、当社はキャンセルその他、当社が必要と考える措置をとることができるものとし、出品者は落札者が被った一切の損害(逸失利益および違約金等を除く)を賠償しなければならないものとします。この場合、落札者は、当社が出品不可と判断せずに出品させたことに関して、当社に対して一切の請求をできないものとします。また、本項(2)号及び(7)号に該当する出品機械が出品され、成約となった場合には、出品者は当該機械の取得経緯などを記載した当社指定の報告書を、当社に提出するものとし、報告書提出後、当社裁定により取引停止などの処分を科せるものとします。また、本項(8)号の場合、当社は必要な調査を行うことができるものとし、出品者はこれに協力するものとします。

- (1) 自走不可及燃料漏れ、オイル漏れ等が著しく酷いもの(危険かどうかを判断基準とし、裁定は当社とします)。
- (2) 盗難品、差押品、仮差押品、ローン中、リース契約中、その他法的問題がある、又はそのおそれがあるもの、及び留置権、抵当権、質権等の制限物権の付着したもの又はそのおそれのあるもの、その他所有権の移転に制限が付され又は完全な所有権を所有していないもの。
- (3) 機械の放射線量(γ線)が0.3マイクロシーベルト以上であるもの。
- (4) 製造番号あるいは車体番号が確認できないもの及び改ざんされた、又は改ざんされたおそれがあると当社にて判断したもの。
- (5) 当社において海外使用機と判断されるもの、又、海外使用機の疑いがあると判断されたもの。
- (6) オークションスタート金額・売切金額が現状の相場と大きく乖離し、落札が見込めないものや著しく低い設定のもの。
- (7) II.2項(2)号に該当する機械であるにもかかわらず、出品店コメントにその記載がなされていないもの。
- (8) メーター等の改ざん等又は改ざん等のおそれがあると当社において判断したもの。
- (9) その他、当社が出品不可であると判断したもの。

4.書類

- (1) 出品者は、ナンバープレート付き建設機械及びクレーン車(トラック、ラフテレーン、オールテレーン)を出品し成約となった場合は、自動車検査証若しくは登録識別情報等通知書、譲渡書類を当社（〒323-0827 栃木県小山市神鳥谷 2259-9）に提出しなければならないものとします。
- (2) 出品者は、成約機械の全ての書類を、オークション開催日当日を含む8日以内に当社に提出しなければならないものとします。出品者が書類の提出を遅延した場合は、当社は、出品者に対し、違約金を請求できるものとします。尚、譲渡書類と建機工譲渡証（但し、建機工譲渡証があると申告していた場合に限る）の提出が遅延した場合の違約金については当社を通じて落札者が受け取るものとします。
※別紙参照
- (3) クレーン検査、譲渡書類の有効期限は、オークション開催月の翌月末以降の日でなければならないものとします。
- (4) リサイクル券がある場合は、出品者は、出品店コメントにリサイクル料金を記載するものとし、成約後に譲渡書類とともにリサイクル券を当社に提出するものとします。
※別紙参照
- (5) 自動車税の預り金は、オークション開催の翌月を起算とする当年度残月分相当額とします。
※別紙参照
- (6) 保安基準緩和機械については、出品者は、出品店コメントに緩和事項を記載するものとします。
- (7) 譲渡書類の有効期限が、オークション開催月より翌月末に満たないもので、有効期限が、オークション開催日より21日以上のもは、出品店コメントに有効期限（名変期限）を記載し、オークション開催日より8日以内に譲渡書類を提出するものとします。尚、提出期限を過ぎたものは、早期名変ペナルティまたは譲渡書類差替の対象になります。
※別紙参照
- (8) その他、出品者の責任に起因するトラブルは、当社の裁定とします。

Ⅲ.落札規定

1.取引条件

- (1) 落札機械は全てオークションヤード渡し、現状有姿とし、その品質について、当社は何ら保証しないものとします。
- (2) 当社が提供する出品機械リスト、査定票・出品票、画像等は、あくまでオークションにおける会員間取引に際しての参考情報であり、出品機械の品質を保証するものではなく、当社は記載内容については何ら保証しないものとし、その記載内容に不適合・不一致が存在した場合についても一切責任を負わないものとします。尚、同一機械の同一事項について査定票・出品票と出品機械リストが異なるときは、査定票・出品票を優先させるものとし、英語版査定票・出品票の解釈に差が生じる場合は日本語版査定票・出品票を優先します。
- (3) 査定票・出品票記載の稼働時間は査定時のメーター表示の記載となります。メーターの動作及びその正確性については保証いたしません。
- (4) 当社が落札者から入金を確認した時点で、落札機械の所有権は出品者から落札者に移転され、落札者は、所有権移転後、落札機械を当社から搬出することができるものとします。
- (5) 落札者は、落札（成約）後のキャンセルは、原則できないものとします。ただし、落札（成約）後1時間に限り、当社が定める違約金と手数料を条件にキャンセルできる

ものとし、違約金は当社を通じて出品者が受け取り、手数料は当社が受け取るものとし、

※別紙参照

- (6) 落札者は、オークション開催日当日を含む8日以降14日以内に落札機械を搬出するものとし、

※別紙参照

- (7) 前号の期限内に落札者が搬出しない場合、当社は、落札者に対し、保管料を請求できるものとし、当社の管理責任は自己の物と同一とし、また、期限を超過した場合、落札機械について、時間経過、気候変動による不具合の進行、増加や新たな不具合が発生しても、その原状復帰のための修理費用については、落札者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとし、

※別紙参照

- (8) 落札機械の搬出の際に、当社所有のフォークリフトを使用すると判断した場合、別紙記載のフォークリフト使用代を落札者に請求するものとし、
- (9) 落札者は、搬出入の際は、道路交通法その他法令を遵守するものとし、
- (10) 落札機械を搬出せず、再度オークションに出品する場合、落札者は、オークション開催日当日を含む11日以内に、当社に申立てるものとし、
- (11) 落札機械に不具合があり、搬出に支障をきたすおそれがあると当社にて判断した場合、当社は当該成約機械の修理その他対応を行うことができるものとし、その修理・対応費用の負担者は、原則としてオークション開催日を含む17日以内（成約機械の搬入がオークション開催日を含み8日以降になった場合は、搬入された日を含み10日以内）は出品者が負うものとし、但し、現車の状態、査定票・出品票に記載された内容により、当社裁量にて落札者を負担者と決定することもあります。
- (12) 落札機械に不具合があり、搬出が不可能な場合であっても、陸送費用等、その他運搬に関わる費用等については、当社は一切の責任を負わないものとし、
- (13) 下見および下見代行サービスの対象外とし、

2.書類 ※別紙参照

- (1) ナンバープレート付の落札機械及びクレーン検査証の有効期限がある落札機械に関しては、落札者は、オークション開催月の翌月末までに移転抹消・廃止・移転登録等の手続きを行い、当社にその写しを提出しなければならないものとし、また、上記登録が遅延した場合には、当社は落札者に対して、違約金を請求できるものとし、また、違約金は、週ごとに加算されるものとし、違約金は当社を通じて出品者が受け取るものとし、
- (2) 落札者が落札機械の名義変更前に交通違反等のトラブルを発生させ、出品者及び旧所有者に迷惑をかけた場合、当社は、違約金を請求できるものとし、違約金は当社を通じて出品者が受け取るものとし、
- (3) 落札機械・落札車輛の車検満了日がオークション開催月から翌月末以内、または車検切れであった場合は、オークション終了後30分以内に落札者より当社に移転抹消の依頼があった際には、出品者にて移転抹消するものとし、
- (4) クレーン書類「有」の機械・車輛が成約になった場合は、オークション終了後30分以内に落札者より当社に廃止の依頼があった際には、出品者にて廃止するものとし、
- (5) 落札者が、当社に抹消代行を申請する場合は、譲渡書類の発送前までにナンバープレートを当該オークションの当社開催事務局に提出し、当社に抹消代行費用を支払うものとし、
- (6) 当社は、落札者による落札機械の代金決済と引換えに、当該落札機械の譲渡書類の引渡しをするものとし、（なお、誓約書兼販売証明書は当社が保管し、落札者には引

き渡さないものとします。)。譲渡書類とは出品票に日本建設機械工業会が発行する譲渡証明書または登録書類等について有と記載があった場合に限りです。尚、落札者は、当該オークション開催日に機械を出品しており、出品成約機械がある場合は、落札機械の代金決済に加えて、全ての出品成約機械の譲渡書類の当社への提出と引換えに、当該落札機械の譲渡書類の引渡しするものとします。

- (7) 落札者は、譲渡書類を受領した際、不備がないか確認をする義務を負い、不備があった場合は、当社より書類発送後10日以内に当社に連絡するものとします。期限内に連絡が無い場合は、落札者は、違約金その他請求はできないものとします。

3.輸出管理の法令順守

落札者は、落札機械を輸出する場合、落札者自らの責任で落札機械を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管及び使用等の目的や拡散その他いかなる軍事目的に関連する事に使用したり、第三者に使用させないものとし、日本及び海外の外国為替及び外国貿易法等と関連する一切の法律、規制及び輸出管理上の留意事項を遵守し、必要な措置をとる責務を負うものとします。

IV.契約の解除

1.所有権等の疑義と契約解除

- (1) 落札機械について、Ⅱ.3 項 (2) 号及び (7) 号に該当する事由が存する場合には、落札者は、当該事由に該当することを当社に申立する（同 (7) 号に該当することによる申立期限はオークション日を起算日として90日を限度とします）とともに、当社が、落札者からの申立を認めた場合に限り、売買契約を解除することができるものとします。なお、売買契約が解除された場合、警察、行政当局の指示により出品者に機械が返還されない場合や、返還された機械がいかなる状態であっても、出品者は、受領した機械代金、落札者が負担した実費（逸失利益および違約金等を除く）を支払うものとし、当社は契約解除が成立した後、オークション計算書にて、機械代金、実費を請求するものとします。また、本号による契約解除は、出品者に対するペナルティ（当社裁量による）の対象となります。但し、当該機械が日本国外へ輸出（国内税関等通過を含む）した場合、対象外とします。
- (2) 前号によって契約が解除された場合には、出品者は、落札機械が返還されたか否かに関わらず、当該解除から7日以内に前号に規定するオークション計算書に記載の金額を支払うものとします。
- (3) 出品者が前号に違反した場合、当社は、落札者に通知し、落札機械の所有権を、当社に移転させることができるものとし、出品者に事前に通知することなく、当該機械を他に処分し、処分代金から処分に要した費用を控除した残額をもって、落札機械代金立替金、手数料等、遅延損害金及び違約金等を精算することができるものとします。尚、処分がなされる間に落札機械に課される自動車税及び名義変更等にかかる費用は出品者が負担するものとします。
- (4) 本項によって契約が解除された場合には、当該機械の出品者は、落札者が被った一切の損害（逸失利益および違約金等を除く）を賠償しなければならないものとし、当社は一切損害賠償の責を負わないものとします。
- (5) 落札者が本項第 (1) 号の申立に際して売買契約を解除する意思を示さなかった場合において、落札者が申立日を起算日として30日以内に解除の意思を示さなかった場合には、当該売買契約は解除することができないものとし、落札者は当社及び出品者に対してなんらの請求もできないものとします。
- (6) 落札者が本項第 (1) 号の申立をした場合、当該売買契約が解除されない場合であっても、出品者は当社が定める違約金を支払うものとします。

2. その他出品不可条件と契約解除

- (1) 落札機械について、Ⅱ.3 項 (3) 号及び (4) 号に該当する事由が存する場合には、落札者は、当該事由に該当することを当社に申立てを行う（同 (3) 号に該当することによる申立期限はオークション日を起算日として90日を限度とします）とともに、当社が、落札者からの申立てを認めた場合に限り、売買契約を解除することができるものとします。なお、売買契約が解除された場合、警察、行政当局の指示により出品者に機械が返還されない場合や、返還された機械がいかなる状態であっても、出品者は、受領した機械代金、落札者が負担した実費（逸失利益および違約金等を除く）を支払うものとし、当社は契約解除が成立した後、オークション計算書にて、機械代金、実費を請求するものとします。また、本号による契約解除は、出品者に対するペナルティ（当社裁量による）の対象となります。
但し、当該機械が日本国外へ輸出（国内税関等通過を含む）した場合、対象外とします。
- (2) 落札機械について、成約後にメーター等の改ざん等が判明し、かつ出品店コメントにその記載がなかった場合、落札者が当社に申立てを行い、当社が申立てを認めた場合に限り、売買契約を解除することができるものとします。申立期限は、オークション日を起算日として30日を限度とします。ただし、当該機械が日本国外へ輸出（国内税関等通過を含みます。）した場合は、売買契約は解除できないものとします。
- (3) 出品機械のメーター等の稼働時間・走行距離表示について、真正性に疑義がある旨を出品店コメントに記載した場合であっても成約後にメーター等の改ざん等が判明し落札者が当社に申立てを行い、当社が申立てを認めた場合に限り、売買契約を解除することができるものとします。申立期限は、オークション日を起算日として30日を限度とします。ただし、当該機械が日本国外へ輸出（国内税関等通過を含みます。）した場合は、売買契約は解除できないものとします。
- (4) Ⅳ. 1 項 (2) 号から (6) 号は、前二号による解除の場合にも適用されるものとします。

3. オークション取引として適当でない場合の解除

- (1) 当社は出品者と落札者との間で売買契約が成立した場合であっても、出品者と落札者との関係、出品または落札価格、出品から落札に至る経過その他諸般の事情に鑑み、オークション取引として適当でないと判断した時は、当該売買契約を解除して無効にすることができるものとします。ただし、落札機械代金等の支払い及び機械の搬出がいずれも完了しているときはこの限りではないものとします。
- (2) 当社は、出品者と落札者との間で成立した売買契約が、オークション取引として適当でない疑いがあるときは、出品者及び落札者から事情を聴取し、またこれらの者に当社指定の報告書の提出を要求するなど、必要な調査を行うことができるものとします。この場合、出品者及び落札者は、当社の調査に誠実に対応しなければならないものとします。
- (3) 当社は本項第 (2) 号の調査が完了するまでの間、落札者に対して、落札機械の搬出を制限し、出品者に対して、落札機械代金等の支払いを停止することができるものとします。
- (4) 当社は、本項第 (2) 号の調査が終了し、当該売買契約を解除するときは、その旨を出品者及び落札者に通知するものとします。
- (5) 本項による売買契約の解除、その他当社の措置により、会員に損害が生じたとしても、当社はその損害を賠償する責任は無いものとします。

4. 出品機械の所有に関する疑義等

- (1) 出品機械の所有に関し、出品者が所有権を有することについて疑いが生じた場合の契約解除の期限ならびに原状回復の方法については、当社が公平な立場に立って、その状況を分析し、処理の方法を定めるものとします。この場合、出品者は当社に対し、出品機械の取得経緯を記載した当社指定の報告書を提出しなければならないものとします。
- (2) 売買契約の解除、売買代金の減額請求、損害賠償請求及び追完請求は、本規約に規定する場合に限って認められるものとし、それ以外の場合（民法上の契約不適合責任を含み、それに限られません。）は認められないものとします。

5. 当社による解除等

- (1) 当社は、出品者と落札者との間で成立した売買契約に、解除原因、代金減額原因等がある場合（IV. 3 項に基づき、当社固有の解除権が発生する場合を除く。）、落札者から買主たる地位を承継して自ら売買契約を解除、代金減額請求等を行うことができる。この場合、当社の解除権、代金減額請求等の行使期限は、瑕疵の状況、出品票における重要事項の記載相違の状況、その他の具体的な状況に鑑み、落札者がその状況を知ったときから1年を上限として、当社がその裁量で決することができる。
- (2) グループ規約に定めるもののほか、当社は、出品者がオークション開催日当日を含む7日間内の搬入を1日でも怠り、その違反の是正を催告したのにも拘らず、出品者がこれに応じない時は、当社の裁量により、催告をすることなく直ちに、出品者と落札者との間で成立した売買契約を解除することができるものとします。売買契約を解除した場合、当社は、出品者に対して、違約金を請求するものとし、落札者に対して、違約金を支払うものとします。

V. 紛争の処理

1. 紛争の処理

オークションの運営及び本規約に関して、会員間に生じた争いについては、当社が、公正かつ中立な立場で双方の利害を調整し、必要に応じて裁定を行うことができます。その場合、当事者双方は、当社の判断に無条件で従うものとします。また、当社の裁定に従わない場合、出品者及び落札者は、オークションにおける売買契約が出品者と落札者の間に成立していることを理解し、当社を紛争の当事者とすることなく、出品者と落札者の間で紛争を解決するものとします。

出品者及び落札者は、オークションにおける売買契約に関して生じた紛争につき、本規約の定めに従って解決しなければならないが、当社や当該売買契約の相手方に対し、本規約に定める方法以外の主張や請求等（例えば、錯誤無効や契約不適合責任などの民法上の規定に基づく主張やその他の法令に基づく主張や請求等）をすることはできないものとします。

2. クレーム対象

セルフ出品においてクレームの対象となるものは、予め当社が当社ホームページにて設定したものに限るものとし、判定基準及び処理方法は当社の裁量により、当社は、出品者に対して、代金の減額請求、修理代、陸送費等の実費の請求、その他の請求することのほか、売買契約を解除することができるものとします。

VI. 本特約の改定

本特約の改定は、当社は、その運営上必要且つ相当であると認める場合、本規約を改定できるものとします。この場合、会員の権利義務その他当社の運営・管理に関する条件は、変

更後の特約によるものとします。尚、変更規定の内容は、オークション会場内にて開示する
他、書面での通知、当社のホームページ等にて行うものとします。

附則

第1条（施 行）

本特約は、令和8年11月10日から施行します。

アライオークションフオークリフト セルフ出品特約 別紙

＜違約金＞

項目	料金
成約後 1 時間以内のキャンセルで落札価格が 200 万円未満の機械・車両	100,000 円
成約後 1 時間以内のキャンセルで落札価格が 200 万円以上 500 万円未満の機械・車両	200,000 円
成約後 1 時間以内のキャンセルで落札価格が 500 万円以上の機械・車両	300,000 円
支払遅延による売買契約解約	落札金額の 25%
名義変更を怠り出品者及び旧所有者にトラブルが発生した場合	50,000 円及び実費
出品者及び旧所有者等に迷惑をかけた場合	50,000 円及び実費
Ⅳ.1 項 (6) 号が適用される場合	50,000 円
Ⅳ.2 項 (2) 号が適用される場合	100,000 円
Ⅱ.1 項 (6) 号が適用される場合 (搬入遅延) 1 週間経過ごと	30,000 円
Ⅱ.1 項 (11) 号およびⅡ.2 項 (4) 号が適用される場合	10,000 円
Ⅳ.5 項 (2) 号が適用される場合 (契約解除)	150,000 円

＜書類細目＞

1. 書類提出期限	○オークション開催日を含む 8 日以内																						
2. 書類提出先	○〒323-0827 栃木県小山市神鳥谷 2259-9 総合機械小山会場																						
3. 譲渡書類の有効期限	○オークション開催日から翌月末以上。 ○査定票に有効期限の記載があるものは、オークション開催日を含む 8 日以内に提出したものに限り受け付けします。																						
4. 書類遅延及び紛失等による違約金	○書類提出がオークション開催日から 9 日以降の場合、下記のとおり遅延違約金の対象となります。 <table> <tr> <td>9 日以上 16 日未満の遅延の場合</td><td>10,000 円</td></tr> <tr> <td>16 日以上 23 日未満の遅延の場合</td><td>20,000 円</td></tr> <tr> <td>23 日以上 30 日未満の遅延の場合</td><td>30,000 円</td></tr> <tr> <td>30 日以上 37 日未満の遅延の場合</td><td>50,000 円</td></tr> <tr> <td>37 日以上遅延の場合 週ごとに 10,000 円の加算</td><td>-</td></tr> </table> ○出品者が譲渡書類の引渡しができない場合または、オークション開催日より 23 日以上未提出の場合、落札者はキャンセル可能とします。オークション開催日を起算日としキャンセル違約金及び実質の支払いを要するものとします。キャンセル違約金は下記の通りになります。 <table> <tr> <td>出品者が当社に対し、オークション開催日から 8 日以内に申告した場合</td><td>100,000 円</td></tr> <tr> <td>9 日以上 16 日未満の場合</td><td>110,000 円</td></tr> <tr> <td>16 日以上 23 日未満の場合</td><td>120,000 円</td></tr> <tr> <td>23 日以上 30 日未満の場合</td><td>130,000 円</td></tr> <tr> <td>30 日以上 37 日未満の場合</td><td>150,000 円</td></tr> <tr> <td>37 日以上の場合、週ごとに 10,000 円の加算</td><td>-</td></tr> </table>	9 日以上 16 日未満の遅延の場合	10,000 円	16 日以上 23 日未満の遅延の場合	20,000 円	23 日以上 30 日未満の遅延の場合	30,000 円	30 日以上 37 日未満の遅延の場合	50,000 円	37 日以上遅延の場合 週ごとに 10,000 円の加算	-	出品者が当社に対し、オークション開催日から 8 日以内に申告した場合	100,000 円	9 日以上 16 日未満の場合	110,000 円	16 日以上 23 日未満の場合	120,000 円	23 日以上 30 日未満の場合	130,000 円	30 日以上 37 日未満の場合	150,000 円	37 日以上の場合、週ごとに 10,000 円の加算	-
9 日以上 16 日未満の遅延の場合	10,000 円																						
16 日以上 23 日未満の遅延の場合	20,000 円																						
23 日以上 30 日未満の遅延の場合	30,000 円																						
30 日以上 37 日未満の遅延の場合	50,000 円																						
37 日以上遅延の場合 週ごとに 10,000 円の加算	-																						
出品者が当社に対し、オークション開催日から 8 日以内に申告した場合	100,000 円																						
9 日以上 16 日未満の場合	110,000 円																						
16 日以上 23 日未満の場合	120,000 円																						
23 日以上 30 日未満の場合	130,000 円																						
30 日以上 37 日未満の場合	150,000 円																						
37 日以上の場合、週ごとに 10,000 円の加算	-																						
5. 自賠責保険	○自賠責保険は自家用とし、離島料金等による追徴金は出品者の負担とします。 ○出品者が出品店コメントに使用の本拠の所在地が離島である旨を申告した場合、追徴金は落札者の負担とします。																						
6. 継続検査用納税証明書	○車両にナンバーが付いているもの(査定票に抹消出品等の記載があるものは除く)は、移転登録(継続)扱い。この場合、自動車税は完納されているものとします。 ○車検満了日が、同年度内(翌年 4 月・5 月を含む)で、譲渡書類に継続検査用納税証明書が添付されていない場合、落札者は、車両の車検満了日 1 か月前より請求できるものとします(電子確認できる場合は除く)。																						

	○出品者は、オークション開催事務局の請求日より 8 日以内に提出し、9 日以降 5,000 円、それ以降 7 日遅延するごとに 5,000 円の違約金とします。(上限 30,000 円まで) ○自動車税未納が発覚した場合は、出品者に違約金を科すものとします。(違約金の金額は、30,000 円とします。また、自動車税を建て替えた場合は、自動車税相当額を出品者に請求するものとします)。								
7. リサイクル券	○リサイクル料金は出品者の申告とし、資金管理料金は含まれないものとします。 ○リサイクル料金の申告が無いものは、車両金額に含み再精算は行わないものとします。 ○譲渡書類と共に提出しない場合は、書類不備扱いとします。								
8. 早期名変の違約金	○譲渡書類の有効期限が規定の期限により短く落札者に承諾が得られたものに限るものとし、出品者に違約金 10,000 円を科すものとします。								
9. 譲渡書類再交付の違約金	○譲渡書類一式の再交付の違約金は、下表の合計金額及び当社が相当額と認めたものとします。 ○譲渡書類(一部)再交付の違約金は、下記金額とします。 <table border="1"> <tr> <td>a. 印鑑証明</td><td>50,000 円</td></tr> <tr> <td>b. 委任状・譲渡証</td><td>各 30,000 円</td></tr> <tr> <td>c. 申請依頼書・OCR 等</td><td>各 10,000 円</td></tr> <tr> <td>d. 委任状・譲渡証の書き損じ</td><td>各 10,000 円</td></tr> </table> ○自賠責保険の再交付は、不可とします。 ○出品者が譲渡書類の再交付ができない明らかな事由がある場合は再交付義務を負わないものとします。	a. 印鑑証明	50,000 円	b. 委任状・譲渡証	各 30,000 円	c. 申請依頼書・OCR 等	各 10,000 円	d. 委任状・譲渡証の書き損じ	各 10,000 円
a. 印鑑証明	50,000 円								
b. 委任状・譲渡証	各 30,000 円								
c. 申請依頼書・OCR 等	各 10,000 円								
d. 委任状・譲渡証の書き損じ	各 10,000 円								
10. 名義変更期限	○オークション開催月の翌月末までに完了しなければなりません。 ○査定票に有効期限の記載があるものは、その期限以内までに完了しなければなりません。 ○名義変更通知はオークション開催月の翌々月 5 日(休館日の場合は、翌日)までに提出とします。								
11. 名義変更遅延の違約金	○名義変更期限を超えた場合の違約金は 10,000 円とし、以降週ごとに 10,000 円加算とします。								
12. 書類不備の違約金	○新規登録・移転登録・抹消登録ができない場合、落札者の申告日より 9 日以降 10,000 円、且つ 7 日を遅延するごとに 10,000 円加算するものとします。(上限 50,000 円) ○新規登録・移転登録・抹消登録等に必要な措置が落札者からの申告日より 23 日以上遅延した場合は、書類細目 4 と同様の扱いとします。								
13. 抹消代行手数料	○10,000 円(税別)/件								
14. 登録事項証明手数料	○3,000 円(税別)/件								
15. 自動車税	【名義変更後の精算方法】普通車 ○移転登録⇒全額出品者に支払い ○オークション開催月内に抹消⇒全額落札者に支払い ○オークション開催月の翌月以降に抹消⇒繰越した月分を出品者に支払い残額を落札者に返金								
16. 自動車税の再精算	○名義変更後抹消を行った日を含む当社 5 営業日以内に連絡の上(17 時迄)、車検証等の写しが当該開催事務局に到着したものに限り、再精算できるものとします。								
17. ナンバー外し手数料	○3,000 円(税別)/件								
18. 実費	○陸送費、加修費等の他に当社が認めた費用とします。 ○販売利益は含まないものとします。								